

「知のオントロジー」—現代思想の構図— : (6/9)

by 佐伯 守 (2000.12.25、萌書房):

## V. 複雑性の構図

(transformed by Takaya Endo)

- 5.1 複雑性、不確定性をキーワードとするN.ルーマンの社会システム論
- 5.2 環境、システム環境、環境分化、環境変動、境界、世界といった概念
- 5.3 <複雑性>に新たな要素を加えることによって、それをさらに重層化
- 5.4 或る行為の意味は別の文脈では別様に意味<体験>され解釈される
- 5.5 社会システムは直接的に生身の人間によって成立しているのではなく

### 5.1 複雑性、不確定性をキーワードとするN.ルーマンの社会システム論

さて、複雑性、不確定性をキーワードとするN.ルーマンの社会システム論や規範論の検討にはいることにしますが、そのまえに、E.モランが<複雑性>をどのように捉えていたかをみておくことにします。モランは言います。

(1)

「複雑性ということには、たんに、われわれの計算可能性に挑戦するような単位や相互作用の量がふくまれているだけではない。複雑性にはまた、不確実性、非決定性、偶発的現象がふくまれている。ある意味で複雑性はつねに偶然とかかわり合っている。／というわけで、複雑性は、不確実性——われわれの知性の限界による不確実性であれ、現象そのものに備わっている不確実性であれ——と部分的に一致している。しかし、複雑性は不確実性に還元されはしない。複雑性とは、豊かに組織されたシステムのただなかにある不確実性なのである。複雑性は、準-偶発的なシステム、すなわち、システムの秩序がシステムにかかわる偶発性から切り離しえないようなシステムにかかわる。つまり複雑性は、秩序と無秩序とのある種の混淆[こんこう]に結びついているわけだ。ただし、この混淆は、多数のレベルでは(貧困で静的な)秩序が支配し、要素的単位のレベルでは(たんなる無規定に過ぎないという意味ではやはり貧困な)無秩序が支配するといった統計的な秩序/無秩序とは異なる、内的な混淆である。」(古田幸男他訳『複雑性とはなにか』第二章)

ここでいう<統計的な秩序/無秩序>とは、いわば、全体的には秩序があっても部分的にはそれがみられない、といった秩序の単なる量的区分のことです。

モランは、複雑性とは<秩序/無秩序/組織化の対話論理>であるとも言います。複雑性は、なんらかの静的な組織の問題であるというよりは、動的な組織化の問題です。そしてそこに内含されている問題の諸要素は、右の文章によくしめされています。それらは、また、N.ルーマンにとってのキーワードでもあります。

では、システムとはなにか——ルーマンはこう言います。

(2)

「システム」とは、きわめて複雑で変動する、全体として支配することはできない環

境のなかで、一部は自己の秩序に、また一部は環境条件に基づいて自己を同一に保つような、あらゆる現実的-存在者(Wirklich-Seiende)のことである。〔中略〕行為システムとは、一人あるいは多数の人間の具体的諸行動よりなり、それらの行為間の意味関係によって環境から区切られるシステムである。〕(馬場靖雄他訳『目的概念とシステム合理性』「序論」)

システムと、その無規定的な世界地平ともいうべき環境との〈差異〉、それがシステム論の出発点です。この点を、ルーマンはさらにこう言います。

(3)

「それぞれのシステムは、その環境に対する差異を生み出し、その差異を維持することをとおしてみずからを形成し、維持している。またシステムはこうした差異を調整するためにその境界を役立てている。環境に対するシステムの差異がなければ、そもそもそのシステムの自己準拠はありえないであろう。というのも、そうした差異は、自己準拠的なオペレーションのための機能上の前提だからである。このことからして、境界維持(boundary maintenance)は、システム維持にほかならない。／そのさいシステムの境界は、環境との関連の遮断を言い表わしているのではない。〔中略〕環境は、システムをとおしてはじめて、またシステムと関連してのみ、その統一性を有している。環境がそれ自体としてその範囲を定められているのは、踏み越えることの可能な境界によってではなく、その開かれた地平によってなのである。したがって、環境そのものは、けっしてシステムなのではない。環境はそれぞれのシステムにとって、それに相関したもう一方のものにほかならない。というのも、それぞれのシステムは、その環境から当のシステムそれ自体を取り出し、わけへだてているからである。……システムが、環境とみなすこと(「外部帰属」)それ自体が、システム戦略の一つなのである。〕(佐藤勉監訳『社会システム理論』第一章第二節)

これまでのおのれのあり方をふりかえり、それを参照し、それに準拠しながら、新しいおのれをつくりだしていく、というのが、自己準拠、自己参照の意味内容です。いわば、自己反省的な自己実現のあり方がそこにみられます。

システムは、同質的な諸部分よりなる〈全体〉といったものではなく、自己準拠(自己言及、自己参照)により成立しています。〈自己-準拠〉というばあい、環境とシステムとの差異という意味あいの差異とは異なる意味の内的〈差異〉が不可欠となります。それは、〈自己〉を成立させる自己内在的な〈差異〉です。ルーマンは次のように言います。

(4)

「自己準拠は、システムの現行のオペレーションにおいて(要素であれ、過程であれ、システムであれ)なんらかの自己[セルフ]が、その自己自身によって確認され、それ以外のものに対して異なるものとして打ち立てられうるばあいにのみ、現実化される……。システムが、自己準拠システムとして再生産されるのであれば、システムは同一性と差異性の差異を的確に処理しなければならない。別様に言えば、再生産は、この差異の処理の実行にほかならない。〕(同、序章。傍点引用者)

## 5.2 環境、システム環境、環境分化、環境変動、境界、世界といった概念

ところで、ここで、環境、システム環境、環境分化、環境変動、境界、世界、といった概念を区別しながら、ルーマンの思想のなかにはいることにします。人間もまた、各自が行為システムです。まず、つぎのルーマンのことばに注目しましょう。

(1)

「あらゆるシステムは、選択的關係によって〈環境〉に結びつけられている。というの

は、システムの複雑性は乏しいので、〈世界〉全体がシステムに関連することはできないからだ。この選択が主観的(これはすなわち、世界を基礎づけるということだ)となるのは、〈意味形成〉によって行なわれる場合のみである。その場合、意味が選択されるが、その意味は同時にそこから選択が行なわれた〈世界〉を指し示すことになる。それによって世界は、常に存存するものとして基礎づけられる。〔中略〕体験処理の特定の形式(知覚の習性、現実解決、価値)が制度化されればされるほど、〈システム環境〉は単純化され、不動のものとなる。多数のシステムが同一の、あるいは対応する枠組みに結びつけられる。それによって無限に存在する行動の可能性が〈縮減〉され、〈予期の相補性〉が保証される。〔中略〕次の論点を、環境分化の戦略と名づけることができる。……環境のさまざまな断片ごとにそれぞれ特別な〈境界〉が形成される。この境界によって、各々の断片とのそれぞれ特殊な関係が安定化される。このシステムの自律性は、また環境の変動に対して〈無関係〉でいられる能力は、この区別によって基礎づけられうるのである。こうして、システム全体が特殊な環境に全面的に帰せられることはなくなる。例えば企業はさまざまな「市場」を区別する(調達市場と販売市場、個人市場と金融市場)。〔中略〕このようにして、システムは個々の状況へと自己を〈特殊化〉しうる。それによって、多くの〈環境変動〉とは無関係になるという離れ技をやったのけるのである。こうして確保された〈無関連性〉もまた、〈複雑性と変動性を吸収する〉方策のひとつなのだ。』(前掲『目的概念とシステム合理性』第四章2。〈〉は引用者)

右に、ルーマンの〈システム〉理論の大筋がその姿をみせています。つまり、こうです——〈世界〉という無限の複雑性地平のもとで、〈環境／システム〉の分離がおこなわれる。それらはともに複雑性をかかえているが、分離によって〈複雑性の格差〉が安定化することになる。システムは、その環境との関係において、制限された可能性にもとづいてその秩序を維持しなければならない。つまり、他の諸可能性は排除されるというかたちで複雑性の〈縮減〉がおこなわれる。だが、他でもありうるという、排除された諸可能性は、消失したわけではなく、システムのなかに可能的に潜在している。実現されない可能性は一時的に〈中和〉されているにすぎない。かくして、ルーマンは言います。

(2)

「複雑性の縮減とはすなわち、環境を完全に見通すことも支配することもできないにもかかわらず、自己を維持しうるということである。』(同、第四章1)

複雑性は、さまざまな要素・要因による複合体なくては成立せず、その縮減とは、当の複合体のなかに、中心や周辺、注目点や排除部分をつくり出すという仕方で、一定の〈見通し〉をつくり出すことです。そのさい、当の〈見通し〉(パースペクティブ)は、さまざまに〈不確定性〉と結びつくことなしには成立しえないわけです。複雑性の核は〈不確定性〉にあります。

たしかに、〈世界〉は、そのもとに存在するいかなるシステムよりも、そこにおいて生じうる出来事の可能性の無限さにおいて〈複雑〉です。とはいえ、世界の複雑性なるものは、宇宙のカオスに比べれば、〈論理的〉に出来あがっているでしょう。〈世界〉とか、また複雑性、不確定性、カオスなどは、しょせん人間的な視点の産物です。宇宙や大自然(ピュシス)は人間のそとなる存在です。かのモランはこう言っています。

(3)

「原子を構成する素粒子のレベルでは、すべてが無差別・混同だ。素粒子なるものは、論理的アイデンティティーを持たない。それは要素[エレマン]と事件[エヴエヌマン]、秩序と無秩序の間をゆれ動く。われわれがマイクロ物理学のスケールで宇宙を考えるなら、宇宙とは「電子、陽子、光子、その他もろもろの恒久的相互作用を繰り返す、定義しにくい性質のものどものブイ[お粥[かゆ]]」以外のなにものでもない。このお伽噺[とぎばなし]めいた下位原子の「ブイ」はどこにでも存在していて、われわれにカオスこそは、わがピュシスの下部組織として永久に下にあるものだ、というこ

とを告げている。」(大津真作訳『方法1 自然の自然』第一部第一章Ⅲ)

(4)

「宇宙はその秩序という君主を失ったばかりでなく、もはや中心などというものを持っていない。アインシュタインは宇宙から、特権を持った参照の中心をことごとく奪い取った。〔中略〕宇宙とは、それゆえ多中心的で、中心不在で、中心はずれで、ばらまかれていて、拡散している……。」「(同、Ⅳ)

この宇宙は、人間的な複雑性を超えているという意味で、脱-複雑性、無-複雑性というほかはないものです。〈複雑性〉とは、あくまでも生活・人間的視点からのみ生じうる概念であるからであり、宇宙自体に〈複雑性〉を付与する根拠は、人間的視点からしか出てこないからです。世界は宇宙的でも地球的でも、また大自然のこともありません。定義を超えています。ハイデッガーが人間は〈世界-内-存在〉であるといったときの世界とは、人間の〈行為の意味〉で構成された未完の総体的な形成態のことでした。

### 5.3 〈複雑性〉に新たな要素を加えることによって、それをさらに重層化

ここで、〈複雑性〉に新たな要素を加えることによって、それをさらに重層化してみましょう。〈複雑性〉とは、だれにとつてのいかなる点での複雑性なのか、という問題次元が存在します。その次元へ、一挙にはいってみます。ルーマンは言います。

(1)

「体験のなかに区切られる顕在性[アクチュアリテート]と潜在性[ポテンチュアリテート]との分化は、可能的事態の過剰という性質のうちにその最も重要な特徴をもつ。可能的事態の過剰とは、行為によって獲得できる事態とか体験によって顕在化できる事態とかをはるかに凌駕[りようが]することである。……ことのほか鋭く意識された体験には他の可能性の世界が向きあっている。体験の他の可能性によるこの自己過剰要請という問題は、複雑性とコンティンジェンシー[不確定性]の二重構造をもっている。複雑性 Komplexität 概念によってここでは、体験と行為の諸可能性は顕在化できるよりも、つねにより多く存在するということが意味されるべきである。コンティンジェンシー Kontingenz の概念とは、顕在的体験の地平において指示される他の体験や行為の可能性はたんに可能性であるにすぎず、従って期待されるそれとは別様でもありうるということを示すべきである。指示がしばしばあてにならないということである。……従って複雑化とは実際には選択の強制の意味であり、またコンティンジェンシー[偶然性]とは実際には幻滅の危険とリスクにかかわりあいになる必然性の意味である。〔中略〕複雑性は一瞬ごとにつねに別様の仕方で縮退されるとともに、複雑性は普遍的に構成された選択の領域として、つねに新しいまたつねに別様の選択の〈出所[ヴォラオス]〉として、つまり世界として依然、保持される。」(ハーバーマス/ルーマン、佐藤嘉一他訳『批判理論と社会システム理論』「社会学の基礎概念としての意味Ⅱ」[いわゆる、ハーバーマス=ルーマン論争の書])

さて、右の文章に関連して、いくつかの点に触れておきます。第一、行為の多くの可能性が考えられますが、実際には、人はそれらのうちのいくつかを選択するほかありません。そしてまた、それらの選択された行為は、期待はずれ、危険にさらされることをつねに含んでいます。第二、世界とは、システムと環境との〈差異〉がそこにおいて生じうる意味統一体(差異欠如とみなされる統一体)であって、それはなんらかの〈事象の総体〉といったものではない、という点です。世界は物のあつまりではありません。逆に言えば、世界は、システムと環境との〈差異〉を源泉として、それに始まりそれによって構成されているところの、事象的には規定=把握不可能な最終概念だということです。それは、差異にはじまり、差異におわる、不定の意味統一体です。

むろん、既述のように、生命体としての人間にとって〈開かれ〉ている世界も存在します。その世界は、知覚論的に、いわば〈縮減〉されています。空間は〈遠近法〉的に縮減され、時間は〈不

可逆的)な流れへと、変化は(因果的)関係へと、縮減されています。また、複雑な音の世界を(ことば)の世界へと縮減し、それをコミュニケーションの重要な手段とし、その対話者同士を(他者)という統一体とみなすことも縮減の一種です。縮減は(引き算)を意味せず、むしろ何らかの意味創出の出来事そのものと言えます。縮減は生命体次元と行為次元との両者に成立します。

ところで、ここで特に注目しておきたいのは、世界とコンティンジェンシー(偶然性、不確定性)との関係です。それを一挙にみることにします。ルーマンは言います。

(2)

「世界概念はもはやあらゆる存在者の基礎を意味するものではなく、むしろあらゆる存在者の不確定性を意味する。思想の唯名論的方向転換に従って判断すれば、世界概念は変化の、運動の、たんに可能なるものの事実性がそこで問題となる、必然的なものの秩序ある領域にはもはや関連がない。むしろ逆に世界概念は不確定性そのものを意味するのであり、そうであるからその内部で様々な必然、真理、美、妥当を根拠づけることが問題となるのである。世界はもはや様々な妥当性を設定しないで、むしろもっぱら妥当性の問題を設定する。支配と理性はこの問題に対する近代初期の回答であった。ハーバーマスの論争は、たぶんこの回答が今日なお十分であるかどうかという問題をめぐってもっぱら行なわれている。」(同、「システム理論の諸論拠」V)

〈思想の唯名論的方向転換〉とは、世界という普遍よりも個物の実在性に重きをおく考え方に移行することですが、ここでは〈普遍〉は秩序や必然性や妥当性におきかえられています。そうした意味転換した妥当性が〈支配〉の威力を示すことはないのか、と問うハーバーマスに対して、ルーマンは、妥当性という概念は、不確定性の遮断という機能をもつのみだ、と答えているわけです。

(3)

「妥当性の問題は支配ないし理性との関連をこえて抽象しなければならない。機能的抽象はそのために一つの可能性を提供する。妥当性の問題は直接不確定性の問題に関係づけられ、妥当性は(どのように実現されるにせよ)不確定性の遮断として定義づけられうるからである。[中略]あらゆる体験と行為にはつねにすでに縮減された複雑性としての現実が基礎にある。複雑性が自己安定化的に作用し、不確定性の遮断の作用をするのは、つねにごくわずかの他の事態しか体験されないと実行されえないときだけである。」(同上)

(4)

「私が考えていることは、いかなる抽象の局面といかなる形態において不確定性の遮断の問題は提起されるか、という問題である。第一の水準は出来事の予期可能性、なにか、他者の行為の予期可能性にある。ここでは不確定性の遮断は予期の純粋たる規範性によって達成される。……この予期水準の上にやがて意識しうる(規定可能な)メタ視点が構成される。予期さえも予期できる、第二の水準が形成されるのである。」(同上)

ここに述べられていることの基本は、妥当性なるものの論理的根拠を示しえないのであれば、妥当性がもたらす〈機能的〉効果＝有意義性を、〈不確定性の遮断〉のものと同一視して、それをいかにして実現するか、という、そうした問題の方向転換の提起です。論拠なきところに論拠を措定することこそ、非合理ではないか、とルーマンは言いたいのです。

むしろ、これはJ.ハーバーマスの意見に対抗するものです。ハーバーマスの問題意識には、〈システムの自律化〉と〈個人の終焉〉という相反的な点と、さらに、規範的秩序が技術的なく支配の合理化)となっていないか、という点があります。これに対抗して、〈論議によって達成される

理性的合意)とか、〈言論によって相互承認された規範の妥当性〉とか、をふくむ〈意思疏通的倫理〉を、〈根拠〉問題の土台とするのが、ハーバーマスの立場です。つまり、根拠それ自体は不在なので、合議的に〈根拠〉づくりをしよう、というわけです。支配や抑圧という非合理的なものには、根拠形成の資格はありません。

ハーバーマスは、〈根拠〉喪失のこの時代に、根拠や妥当性や真理性の普遍性を問うている思想家です(詳しくは旧著『法の思想』第八章参照)。ここでは〈言語による納得〉を掲げたつぎの文章を引用しておきます。

(5)

「真理性とか適正性(あるいは適合性)というような、生活の文化的再生産にとって本質的な妥当性の承認請求は、制御媒体として受けとられて支配力や金銭や信頼や影響力などのような他の媒体と同一の平面におかれると、言論による納得の可能性という意味を喪失するのである。[N・ルーマンの]システム理論はその対象領域としては、もっぱら経験的な事件や状態をしか容認しえず、妥当性の問題を行動の問題へ変換せざるをえない。」(細谷貞雄訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』第一章)

#### 5.4 或る行為の意味は別の文脈では別様に意味〈体験〉され解釈される

ところで、〈李下の冠〉のたとえが示しているように、或る行為の意味は、別の文脈では別様に、意味〈体験〉され、解釈されます。また、或る行為は、当人にとっては独特の意味体験においてなされているにもかかわらず、他者たちの別の文脈では、意味体験されることなく別様に、一般的に解釈されることがあります。あるいは、腹立たしい思い(体験)をしつつも、その行為においてはそれがなくのごとく、当人がきわめて一般的に、規則どおりにうごいているという、個人レベルの出来事もあります。

かくして、行為と体験のそれぞれの意味は、個人においても、他者との相互関係においても、差異[ズレ]を生むこととなりますが、この〈ズレ〉こそ、社会に或るまとまりを付与する原動力となりうるものでもあります。〈予期の予期〉の問題はそのことに関連しています。だが同時に、そのズレを拠点として、体験の意味をすべて〈行為〉の意味の文脈へと移して、それを客観化・物象化することも生じます。つまり、それは、行為の尺度で体験を測るという非合理的な合理性のことです。ルーマンは言います。

(1)

「システムが複雑になるにつれて、行為としては体験されるが体験としては体験されない、選択の様々な働きの領域が増大する。なぜならこれらの選択はいまや諸システムのなかで制御されるからである。例えば、法の意味領域はもっぱら、体験可能な、真理をまとった意味構造を、計算可能な、行為に基礎づけられた実定性へと、このように変換する事態を例示している。その他の領域でも他者の体験された行為の部分が、共通体験の部分を押しのけている。近代の成り行きにおいて新種の、自然[ナトゥール]に対してははっきりと対置される行為概念が主張される理由は、おそらくここにあるのだろう。」(同、「社会学の基礎概念としての意味」Ⅶ、傍点引用者)

白然の一般的・普遍的な法則性に着目する方法にならう仕方での、行為の一般・画一的な意味づけが、体験の意味内容を押しのける、ということが問題点なのです。

法律システムという文脈のなかでの、物証のもつ客観的な意味、それが被告の行為の公的意味であり、そのさい、被告によって体験された体験意味は、〈物〉ではないが故に、別の意味領域へと押しやられます。法の普遍性と個の特殊性は、その文脈を異にするが故に、基本的にズレるからです。

その〈ズレ〉をつなぐ糸こそ、予期(期待)の概念です。――道路上で自動車を運転するときには、私は左側をはしるべきことを私は知っており、かつ、そう実行すると人々は予期しているだろうということをも、実は、私は予期的に知っています。そのように、私の行為のあり方を先どりして予期している人々の予期内容のなんたるかを、同時に、私は予期しています。要するに、私が気まぐれにではなく、規範的になすべきことをなすだろうと人々が予期するその予期に沿って、私が行為する、という予期が人々のあいだに成立してこそ、私の予期も保証され、私も人々のもつ予期を自分のものとすることができるわけです。ここに、行為レベルにおける〈信頼〉関係の頂点が存在します。

むろん、予期や、予期の予期は〈幻滅〉に陥ることがあります。だがこの幻滅可能性こそ、システム形成の母胎であると、ルーマンは次のように言います。

(2)

「AはBによって規定され、同時にBがAによって規定されているがゆえに、それぞれの偶然、それぞれの衝突、それぞれの思い違いが、システムを生み出すのである。こうしたシステムの発生は、非任意的な配置という意味での構造化された複合性をその前提としている。「ノイズ」なしには、いかなるシステムも発生しない。〔中略〕(自我と他我のそれぞれの行動選択に関しての)不確実さの二重化〔ダブル・コンテインジェンシー〕が、確実さをもたらしているということは、ちょっと考えただけでは驚かされるかもしれない。したがって確実さの増加または減少といった線形的問題そのものが重要なのではない。みずからの行動の不確実さにくわえ、相手の行動選択も不確実で、しかもこちらの行動の出方に相手の行動のあり様が左右されているばあい、まさしくこのことに基づいてみずからの行動を方向づけ、このことを考慮に入れてみずからの行動を規定しうる可能性が生じているのである。したがって、社会システムの創発はまさに自他の行動の不確実さの二重化を媒介として現実化されているのであり、他方では社会システムの創発によって、それぞれ自らの行動を規定することが容易にされているのである。」(前掲『社会システム理論』第三章第三節)

このように、予期(期待)を予期しうる保証への相互〈信頼〉が成りたちうること、それが社会構造の核をなすのでありそれはまた共同性の形成に先行するものです。

## 5.5 社会システムは直接的に生身の人間によって成立しているのではなく

ところで、社会システムは、直接的に、生身の人間によって成立しているのではなく、あくまで有意味な諸〈行為〉によって成立しています。社会性の意味は、行為の相互性という点にあり、しかもそれが〈二重の不確実性〉を基礎としていること、そこに〈予期＝期待〉が単なる〈予期できる〉と、規範的なく予期すべしとの二つの意味性にわかれる要因があります。むろん、この予期と規範と法(罰)は、直結しています。ルーマンは言います。

(1)

「幻滅事例にたいして期待[=予期]の固執が企画される程度に応じて、従って学習が締めだされる程度に応じて、〔期待は〕規範的〔ノルマティブ〕となる。規範とは反事実的に(kontrafaktisch)安定した期待であり、これらの反事実的に安定した期待は、行動期待の次元でも期待の期待の次元でも同じように、幻滅事例のシンボリックな、信用を失わせる含意から保護される。」(前掲「社会学の基礎概念としての意味」五)

〈反事実的〉とは、予期の裏切りという幻滅事例が、事実上いかに多くとも、それに対抗して、かくあるべしという規範的意味のことです。認知的予期と規範的予期との区別に即して言えば、前者では幻滅事例に〈学んで〉予期をやめうるのに反し、後者では、それにも拘らず予期が義務化される、とすることができます。期待(予期)はずれのことでも、笑って許せるものとそうでないも

のがあります。〈かくあるべし〉(規範)が貫かれるのが後者のばあいです。

なにを予期(期待)してよいのか、なにを予期すべきなのか、それらの点が制度的に確立しているならば、予期の予期という〈予期構造〉も、より確かなものとなります。それはまた、他者を信頼している自分の信頼に信頼をおく、あるいは、他者が自分を信頼していることに信頼をおく、また、他者が信頼しているものへの他者の信頼に信頼をおく、といった〈信頼の信頼〉の構造とかなりあうことがらです。

とはいえ、予期=期待や信頼は、なにかへの〈関心〉をその源泉にもち、それなくしては生じえません。義務への〈関心〉を義務づけることはできません。またこの義務づけを、法体系は根拠づけることができません。たとえば、殺人の禁止命令(汝、殺すなかれ)のばあいが、そうです。カール・エンギッシュはその『刑法における故意・過失の研究』(荘子邦雄他訳)でつぎのように言います。

(2)

「殺害の回避を命ずる規範は……人間自身の殺害に関して危険であるような行為はするなという命令であり、ないしは、自分自身が作り出した危険な状況の中で、また、その他の危険な状況の中で、差し迫る人間自身の殺害を回避するための手段を用いよという命令であり、ないしは、殺害を行なわないために、あるいは、危険を減少させるような行為を実行するために知的な前提を創り出せという命令である。換言すれば、殺害を回避せよという規範は、殺害を回避するために配慮を用いよという規範と一致する。後者の規範は、違う形を採って前者の規範を表現したものに過ぎない。それ故に、前者の規範も後者の規範も、その範囲は同じなのである。ひとが、差し迫る殺害を回避するために可能な一定の配慮を用いるよう義務付けられていないものとするれば、その限りにおいて、殺害にかかわる規範は限界へ突き当たることとなる。」(第二編第二十三章)

そして〈結論〉として、エンギッシュは言います。

(3)

「客観的に必要とされる配慮とは何かという問題にとっては、極めて洞察力のある人間の観点による認識可能性が根底に置かれるべきであると。〔中略〕配慮義務が極めて洞察力のある完全な人間の視野をもつばら目安とするものなのである。」(同、第二十六章)

エンギッシュは、〈殺害を回避するために配慮を用いよ〉という規範(配慮義務)が、〈極めて洞察力のある完全な人間の視野〉のもとでのみ現実化する、という期待=予期を表明しています。これは不確かな期待です。予期(期待)や信頼や配慮の次元は、単に或るルールを予め知っているといったこと以上の深刻な問題次元をかかえています。最後の頼みはなんでしょう。たとえば、〈人間はなぜ人間を殺してはいけないのか〉という今日の問題について、共通理解=共通予期がたがいの間に成立しているでしょうか。これを問題提起としておきます。

ところで、〈汝、殺すなかれ〉も〈命の尊さ〉も、殺害行為を防止することができません。〈命〉の問題がいかなる人のいかなる〈視野〉のもとにおかれるかを、あらかじめ限定することはできません。だれの命が尊く、だれを殺すなかれなのか、それについてのW・ベンヤミンの問題提起(野村修訳『暴力批判論』)は、ナチズム批判とともに、いまも生きています。

この〈暴力批判論〉に、J・デリダも注目しています。その『法の力』(堅田研一訳)で、デリダは、〈法/権利〉の暴力性と、それを超える〈正義〉との関係について、ベンヤミンの考え方に好意的です。

ここでは、〈汝、殺すなかれ〉の戒律[ゲポート]についてのベンヤミンの考えを記すにとどめま